

第 10 回 幸福追求権 (2)

【到達目標】 幸福追求権を母体とし、そこに根拠付けられる特定の具体的な権利について、特に、環境権及び自己決定権の内容と法的効果について、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

【事前学修】 大阪空港訴訟最高裁判決 (I-24) 及びエホバの証人輸血拒否事件最高裁判決 (I-23) の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

3. 環境権

- ・ 環境権とは、健康で快適な環境の享受を妨げられず、また、そのような環境の保全を請求する権利である。
- ・ 環境権は 13 条と 25 条によって保障されるべきと通説はいうが、環境権を真正面から承認した判例はない (大阪空港事件最高裁判決 (最大判昭和 56 年 12 月 16 日民集 35 卷 10 号 1369 頁))。
- ・ 環境権は、裁判において、それに基づいて損害賠償や差止めを求めうる具体的権利ではないと解する見解が通説である。

4. 自己決定権

- ・ 自己決定権とは、個人の人格的生存に関する重要な私的事項を公権力の介入・干渉なしに各自が自律的に決定できる自由である。
- ・ 自己決定権の内容としては、(1) 自己の生命や身体の処分に関する事柄、(2) 家族の形成・維持に関する事柄、(3) リプロダクションに関する事柄、(4) ライフスタイルに関する事柄などが挙げられる。

○ 大阪空港訴訟最高裁判決 (最大判昭和 56 年 12 月 16 日民集 35 卷 10 号 1369 頁)

大阪国際空港 (いわゆる伊丹空港) の近隣の住民 X らが、航空機の離発着時の騒音に悩み、環境権等を根拠として、空港の設置・管理者である国に対して、21 時から 7 時までの飛行の差止めと、過去・将来の損害賠償を求めた (当時は、関西国際空港が開港しておらず、大阪国際空港には国内線だけでなく国際線も就航していた)。

最高裁判所は、民事訴訟において、一定の時間帯について航空機の離発着のための国営空港の供用の差止めという航空行政権に関する請求を行うことは不適法であるとし、差止請求を棄却し、過去の被害に対する損害賠償請求のみを認容した。

○ エホバの証人輸血拒否事件最高裁判決(最大判平成 12 年 2 月 29 日民集 54 卷 2 号 582 頁)

エホバの証人の信者である X は、宗教上の信念から輸血を拒否しようと考えており、東京大学医科学研究所附属病院で、無輸血での手術を行うこととなった。この病院では、できる限り輸血せずに手術するが、やむを得ない事態では承諾なしに輸血するという方針を採っていた(この方針について、医師 Y₁ は X に対して手術前に説明することを怠っていた)。そして、同病院において X の手術中に多量の出血が生じたため、Y₁ は X に対して輸血した。手術後に輸血の事実を知った X が、Y₁ と Y₂ (国) を相手に損害賠償を請求した。控訴審判決(東京高判平成 10 年 2 月 9 日高民集 51 卷 1 号 1 頁)は、医師が手術を行う際には患者の同意が必要であり、これは個人の自己決定権に由来するものであるとしたうえで、不法行為による損害賠償請求を認めた。

最高裁判所は、自己決定権には言及せず、輸血を伴う医療行為を拒否する意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならないと述べたうえで、本件では、X に手術を受けるか否かを意思決定させるべきであったとし、原審判決を維持した。

● 東京学館高校バイク自主退学事件最高裁判決(最判平成 3 年 9 月 3 日判時 1401 号 56 頁)

● 熊本丸刈り校則訴訟第一審判決(熊本地判昭和 60 年 11 月 13 日行集 36 卷 11-12 号 1875 頁)

【事後学修】 講義の内容を踏まえて、環境権及び自己決定権について整理する。余力があれば、東京学館高校バイク自主退学事件最高裁判決(I-22)の事実の概要及び判旨等ならびに熊本丸刈り校則訴訟第一審判決(I-A5)の説明を読んでおく。

Quiz

Q10 憲法第 13 条に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. 賭博行為は、怠惰浪費の弊風を生じ、勤労の美風を害するおそれはあるが、一義的には各人に任せられた自由行為に属するため、憲法第 13 条に定める公共の福祉に反するものとはいえない。

イ. 刑事訴訟法上の未決勾留により拘禁された者の基本的人権に対しては必要な限度において合理的制限を加えることもやむを得ないが、監獄内において未決勾留により拘禁された者の喫煙を禁止することは、過度な制限といわざるを得ず、憲法第 13 条に違反する。

ウ. 患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない。

エ. 自動車速度監視装置による運転者の容ぼうの写真撮影は、現に速度違反が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊急に証拠保全をする必要があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当のものであるが、その際に同乗者の容ぼうまでも撮影することはその趣旨を逸脱した行為であるため、憲法第 13 条の趣旨に照らし許されない。

オ. 酒税法第 7 条第 1 項及び第 54 条第 1 項の規定により、自己消費目的の酒類製造の自由が制約されるとしても、酒税法のこれらの規定は憲法第 13 条に違反するものではない。

1. ア、イ 2. イ、ウ 3. イ、オ 4. ウ、オ 5. エ、オ

(平成 17 年度国家公務員採用 I 種試験)